

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律等の施行に伴う地方税の取扱いについて

昭和44年10月30日

税第282号

総務部長

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「特例法」という。)、同法第4条第3項に規定する限度税率を定める政令(昭和44年政令第165号。以下「限度税率政令」という。)及び同法の施行に関する省令(昭和44年大蔵省自治省令第1号。以下「特例省令」という。)が、それぞれ昭和44年6月17日に公布され同日から施行された。

これに伴い、租税条約が適用される地方税の取扱いについては、今後すべてこれらの法令に基づき、次のとおりとなるので遺憾のないようにされたい。

記

(法令の趣旨)

1 これらの法令は、税制の簡素化をはかるため、わが国が締結した租税条約の実施に関する法律及び省令を統合するとともに、今後締結する租税条約の実施に備えて、所得税法、法人税法、地方税法の特例等の所要事項を一般的に定めるものである。

したがって、従前の租税条約の実施に伴う住民税(道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税をいう。以下同じ。)、事業税その他の地方税の取扱いについては、これらの法令の規定によることとなることを除いては、実質的に変わるものではない。

(配当等又は譲渡収益に係る個人住民税)

2 前年において相手国(租税条約のわが国以外の締約国をいう。以下同じ。)の居住者(所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者で租税条約の規定により相手国の居住者とされるものをいう。以下同じ。)であつた者が当該相手国の居住者であつた期間においてわが国にその源泉があり、かつその課税について一定の税率または一定の割合(以下「限度税率」という。)で計算した金額を超えないものと定めている租税条約の規定の適用のある配当、利子または使用料(以下「配当等」という。)若しくは資産の譲渡により生ずる収益(配当等に含まれるものを除く。以下「譲渡収益」という。)を取得した場合には、当該配当等または譲渡収益に対しては、所得税において当該限度税率により課税することとされている(特例法第3条第1項、第4条第1項)ので個人住民税(所得割をいう。以下同じ。)を課することはできないものである。

(配当等又は譲渡収益に係る法人住民税)

3 相手国の法人(所得税法第2条第1項第7号に規定する外国法人(同項第8号に規定する人格のない社団等を含む。))で租税条約の規定により相手国の法人とされるものをいう。)が、法人税が課税される配当等又は譲渡収益を有する場合には、当該配当等又は譲渡収益に係る所得に対応する法人税額に係る法人住民税(法人税割をいう。以下同じ。)の税率は、標準税率によるよう法定されている(特例法第5条第1項)ので、法人住民税の税率について超過税率を定めている場合においても、当該配当等又は譲渡収益に係る所得に対応する法人税額については、特例法第5条第1項の規定による法定税率を適用しなければならないものである。

この場合において、配当等又は譲渡収益に係る所得に対応する法人税額は、当該対応する法人税額として特例法第4条第2項の規定により計算した金額から、特例法第4条第1項の規定によつて当該配当等又は譲渡収益に係る法人税について軽減された金額を控除して算定した金額とする(特例法第5条第2項)。

なお、この場合において、租税条約の限度税率が法人住民税をも含めて規定されているときは、法人税の税額の計算に係る限度税率を軽減することとされている(特例法第4条第3項限度税率政令)。

4 特例法第5条第1項の規定により法定税率を適用すべき法人税額とその他の法人税額を有する法人が法人住民税の申告をする場合においては、それぞれの額を申告書の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額」欄に上下に区分して記載するものとする。

ただし、その他の法人税額についても標準税率どおりの税率が適用されているときは、区分することを要しないものとする。

5 特例法第5条第1項の規定により法定税率を適用すべき法人税額とその他の法人税額を有する法人が分割法人である場合においては、それぞれの法人税額ごとに区分して分割しなければならないものである(特例法第5条第3項)。

ただし、関係地方団体のすべてが標準税率どおりの税率を定めているときは、区分して分割することを要しないものとする。

(配当等又は譲渡収益に係る事業税)

6 相手国の居住者又は相手国の法人で事業税を課されるものが配当等又は譲渡収益を有する場合には、所得税、法人税又は法人住民税において限度税率により計算した金額まで課税することとしているので、当該配当等又は譲渡収益については、事業税の課税標準に含めないものである(特例法第5条第4項)。

(みなし外国税額の控除の申告)

- 7 わが国の居住者又は法人は、相手国の法律又は租税条約の規定により軽減され又は免除された当該相手国の租税の額で、租税条約の規定により納付したものとみなされるもの(以下「みなし外国税額」という。)を控除する旨を定める当該租税条約の規定の適用を受けようとする場合には、外国税額の控除を受けようとする年度又は事業年度に係る住民税又は事業税の申告書に、当該みなし外国税額の明細を記載しなければならないものである(特例省令第10条)。
(報酬等に係る個人住民税の免除を受ける者の届出)
- 8 相手国からの教授、学生、事業修習者等が報酬、国外からの給付、送金、交付金等(以下「報酬等」という。)を有する場合において、租税条約の規定に基づき当該報酬等に係る個人住民税の免除を受けようとするときは、届出書を当該年度の初日の属する年の3月15日までに、当該年の1月1日現在における住所所在地の市町村長(特別区長を含む。)に提出しなければならないものである(特例省令第11条)。
ただし、当該教授、学生、事業修習者等が相手国の居住者であるときは、届出書を提出することは要しないものとする。
(課税に関する不服の申立て)
- 9 わが国の居住者又は法人が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その事実を明らかにするため当該租税条約の規定による申立てをしようとするときは、その者の所得税又は法人税の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に申立書を提出しなければならないこととされている(特例省令第12条)が、相手国における課税に関する申立てをする場合には、相手国との協議の窓口と一本化するため、その課税が相手国の国税又は地方税のいずれに係るものであるかを問わず、すべて国税庁長官に対して申立てるものである。
(双方居住者の協議の申立て)
- 10 わが国の居住者で相手国の法令により当該相手国の居住者ともされるものは、租税条約の適用上その者が居住者とみなされる国を決定するため、当該租税条約が規定するわが国と相手国との間の協議について申立てをしようとするときは、その者の所得税の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に申立書を提出しなければならないものである(特例省令第13条)。
(適用)
- 11 特例法の規定のうち、配当等又は譲渡収益に係る住民税及び事業税に関する部分は、個人にあつては昭和45年度分から、法人にあつては昭和44年1月1日以後に開始する事業年度分から適用され、昭和44年度分までの配当等又は譲渡収益に係る個人住民税及び個人事業税並びに同日前に開始する事業年度分の配当等又は譲渡収益に係る法人住民税及び法人事業税については、なお、従前の例によるものである(特例法附則第3条)。
(関係法令の整理)
- 12 特例法等の施行に伴い、従前わが国が締結した租税条約の実施に関する法律及び省令が廃止又は改正されたことに留意する。